

瑞浪市監査委員公告第6号

地方自治法第199条第5項の規定により随時監査を実施したので、その監査結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成28年12月27日

瑞浪市監査委員 安田 照 義
瑞浪市監査委員 石川 文 俊

1 監査の対象

農林課
家畜診療所
農業委員会事務局
みどり幼稚園

2 監査の実施日

平成28年10月7日

3 監査の結果

特に指摘する事項はなし。

なお、軽易な事項についてはその都度「指示事項」「意見」として口頭で指摘した。

瑞浪市監査委員公告第7号

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等の監査を実施したので、その監査結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成28年12月27日

瑞浪市監査委員 安田 照 義
瑞浪市監査委員 石川 文 俊

1 監査の対象

市民図書館

2 監査の実施日

平成28年10月7日

3 監査の結果

特に指摘する事項はなし。

なお、軽易な事項についてはその都度「指示事項」「意見」として口頭で指摘した。

瑞浪市監査委員公告第8号

地方自治法第199条第5項の規定により随時監査を実施したので、その監査結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成28年12月27日

瑞浪市監査委員 安 田 照 義
瑞浪市監査委員 石 川 文 俊

1 監査の対象

商工課

土木課

2 監査の実施日

平成28年12月5日

3 監査の結果

特に指摘する事項はなし。

なお、軽易な事項についてはその都度「指示事項」「意見」として口頭で指摘した。

瑞浪市監査委員公告第9号

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等の監査を実施したので、その監査結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成28年12月27日

瑞浪市監査委員 安田 照 義
瑞浪市監査委員 石川 文 俊

1 監査の対象

社会福祉協議会
シルバー人材センター

2 監査の実施日

平成28年12月5日

3 監査の結果

特に指摘する事項はなし。

なお、軽易な事項についてはその都度「指示事項」「意見」として口頭で指摘した。

瑞浪市監査委員公表第10号

地方自治法第199条第5項の規定により、随時監査(工事監査)を実施しましたので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成29年1月12日

瑞浪市監査委員 安田 照 義
瑞浪市監査委員 石川 文 俊

1 監査の対象事業等

教育総務課

瑞浪中学校柔剣道場非構造部材耐震補強・屋内運動場屋根等改修工事
社会福祉課

一色幼稚園改修工事

2 監査の実施日

平成28年11月14日

3 監査の方法

工事監査に係る工事技術調査業務を技術士に委託し、監査を実施。

4 監査の結果

提示されたすべての書類を検分し、疑問点は説明者に質問し、当工事の計画・調査・設計・仕様・積算・契約・施工管理・監理(監督)・試験・検査等の各段階における技術的事項の状況について吟味した。その結果、当該工事の関係書類は必要に応じて十分であり、かつよく整理されており、適正に処理されていると判断した。

また、積算については、積算根拠資料もあり、重点的に調査した限りにおいては、適切な処理がされており、品質管理試験報告書等についても監督員のチェックもあり、設計内容に適合するものであると判断した。

技術調査の結果、特に指摘すべき事項はないものと認められた。

瑞浪市監査委員公告第1号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その監査結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成29年6月28日

瑞浪市監査委員 安田 照義
瑞浪市監査委員 加藤 輔之

1 監査の対象

社会福祉課
健康づくり課

2 監査の実施日

平成29年3月23日

3 監査の結果

特に指摘する事項はなし。

なお、軽易な事項についてはその都度「指示事項」「意見」として口頭で指摘した。